

『環』の公共事業実施ガイドラインチェックリスト

【① 道路・街路・農道・林道事業】

工事名	舞鶴港特別整備工事		
実施番号	(土・港)-21-港特整-第6500の4号の1の20(舞鶴市)		
工事箇所	舞鶴市字下安久地内		
発注機関	港湾事務所		
評価実施	設計・積算時	平成 22年 10月 15日	
	工事完成時	平成 23年 2月 10日	

地域の環境像

本工事は、舞鶴国際ふ頭F1区域内に設置されている水道に流量計を設置する工事で、西舞鶴に位置する。流量計の整備により、企業用地の整備後においても府施設の水道使用量の確認が可能となる。

環境の保全に特に配慮する事項

特になし。

配慮項目	設計・積算時		工事完成時	
	該当	配慮	該当	配慮

■ 地球環境・自然環境

●地球温暖化(CO2排出量等)				
①府内産の間伐材や現地発生材を使用する。	—	—	—	—
②工事車両や建設機械のアイドリングストップを行う。	○	○	○	○
③自然エネルギー、省エネルギータイプの道路施設を導入する。	—	—	—	—
④省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用する。	—	—	—	—
⑤木製型枠の反復使用や鋼製型枠の使用等により、熱帯産材の使用を削減する。	—	—	—	—
⑥CO2の吸収やヒートアイランド現象の抑制に資する緑化を推進する。	—	—	—	—
●地形・地質・土砂移動				
①京都府レッドデータブックに掲載された地形・地質などの分布状況を把握し、改変を回避する。	—	—	—	—
②現況地形をいかすなど、改変の少ないルートや工法を選定する。	—	—	—	—
③山間部では長大法面を生じないなど改変の少ないルートを選定し、脆弱な地形を避ける。	—	—	—	—
●野生生物・絶滅危惧種				
①京都府レッドデータブックに掲載された絶滅危惧種や、地域で特に貴重と考えられる野生生物などの生息・生育状況を把握し、その環境の改変を回避する。	—	—	—	—
②構造物が動物の移動の支障とならないようにする。やむ終えない場合は、新たな移動経路を設置する。	—	—	—	—
③道路照明等による野生生物への影響を低減する。	—	—	—	—
④野生生物の繁殖期間、産卵期間等における施工を回避する。	—	—	—	—
●生態系				
①京都府レッドデータブックに掲載された地域生態系や当該地域固有の生態系などの分布状況を把握し、改変を回避する。	—	—	—	—

配慮項目	設計・積算時		工事完成時	
	該当	配慮	該当	配慮
②工事施工時・施工後において、汚水や騒音の発生などによる生態系への影響を低減させる。	○	○	○	○
③地域産の郷土種を利用した緑化・植栽や表土の復元などにより生態系を保全する。	—	—	—	—
④樹木等の伐採を必要最小限に抑え、樹林地や草地などの自然植生等の連続性を確保する。	—	—	—	—
■生活環境				
●水環境・水循環				
①「京都府土木事業共通仕様書」に即した計画・事業となっている。 a. 工事施工に伴う汚水、濁水、土砂の流出を防止する。	—	—	—	—
b. 地盤改良、施設の設置等による地下水汚染を防止する。	—	—	—	—
②広範な裸地の出現防止のため、段階的に工事を行う。	—	—	—	—
③出水期における大規模な土工工事は極力行わない。	—	—	—	—
④工事の各段階での調整池(沈砂池)の設置及び適切な管理を行う。	—	—	—	—
⑤雨水の地下浸透による水循環の維持・回復を行う。(浸透側溝、浸透枠の設置、透水性舗装の採用など)	—	—	—	—
⑥工事仮設事務所からの生活雑排水の適正処理を行う。	○	○	—	—
●大気環境				
①「建設工事公衆災害防止対策要綱」に即した計画・事業となっている。 a. 大気汚染を軽減する視点から、工事の施工にあたり、計画的な工事工程及び車両の運行を行う。 b.迂回路の確保、適切な交通規制等により円滑な通行を確保する。 c. 建設機械及び工事用車両の点検・整備を徹底するとともに、工事中における稼働・走行時間の短縮を行う。 d. 臭気発生物質の適正管理及び使用量の削減を行う。	○	○	○	○
②「京都府土木事業共通仕様書」に即した計画・事業となっている。 a. 排出ガス対策型(低NOx型)建設機械を使用する。 b. 工事現場の駐車場の適正配置やサイン設置により、迅速に駐車できるようにする。	○	○	○	○
●土壤・地盤環境				
①客土による汚染土壤の導入や化学物質などによる土壤の汚染を防止する。	—	—	—	—
②土地の履歴調査により汚染物質の有無を把握する。また、鉱山跡地等で重金属の影響が認められる場合は土地の改変を回避する。	—	—	—	—
③聞き取りなどにより地下水脈を把握し、阻害を回避する。	—	—	—	—
●騒音・振動				
①騒音・振動等に配慮した工法を採用する。また、防音壁、防音シート、緩衝緑地等を設置し、騒音防止を図る。	—	—	—	—
②低振動、低騒音型の建設機械を使用する。	○	○	○	○
③早朝や夜間の建設機械の稼働を避ける。	○	○	○	○
④橋梁の連続桁化などにより、騒音を防止する。	—	—	—	—
⑤高機能舗装等を導入する。	—	—	—	—

配慮項目	設計・積算時		工事完成時	
	該当	配慮	該当	配慮
●廃棄物・リサイクル				
①「建設副産物適正処理推進要綱」に即した計画・事業となっている。	○	○	○	○
a. 建設廃棄物の発生抑制、分別保管・収集、再資源化、適正処理を行う。				
b. 梱包材など容器、包装廃棄物の発生抑制を行う。				
c. 汚泥の減量化・再利用を行う。				
②現況地形を活かし、造成土量を抑制する。	—	—	—	—
③建設発生土の再利用、適正処理を行う。	—	—	—	—
④再生骨材、再生砕石等の再生資源を使用する。	—	—	—	—
⑤植物廃材の有効利用を行う。	—	—	—	—
●化学物質、粉塵				
①「建設副産物適正処理推進要綱」に即した計画・事業となっている。				
a. 施工前にPCB廃棄物やアスベスト等の有害化学物質の有無を確認する。	—	—	—	—
b. 廃棄物の焼却処理は、適正な廃棄物焼却施設で行う。				
②「建設工事公衆災害防止対策要綱」に即した計画・事業となっている。				
a. 工事用車両・建設機械の洗浄設備・施設を設置し、適切な管理を行う。	—	—	—	—
b. 防塵シートの設置や散水を行う。				
●電磁波、電波環境、日照				
①電波障害、日照障害等を防止する。	—	—	—	—

■地域個性・文化環境

●景観				
①構造物等の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩等について、地域の特性や統一性に配慮して、周辺景観への影響を低減させる。	—	—	—	—
②地域の景観や自然植生と調和した緑化を行ったり、支障となる樹木等の移植を行い修景に活かしたりする。	—	—	—	—
③歴史的構造物等の優れた歴史的・文化的景観に近接する場合は、一体的な保全及び修景に配慮する。	—	—	—	—
④歴史的に重要な家屋(群)や水路、棚田、はさ木、石垣など、地域の伝統的な景観構成要素を保存する	—	—	—	—
⑤道路等への環境施設帶を設置する。	—	—	—	—
●地域の文化資産				
①史跡・名勝・天然記念物、埋蔵文化財包蔵地、文化財環境保全地区、文化財指定・登録の建造物、庭園、石造物等の状況を把握し、直接的な影響及び周辺環境の変化などの間接的な影響を回避する。	—	—	—	—
②構造物等の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩等について、地域の風土や文化などの文化資産に調和したものとする。	—	—	—	—
③古道や街道、峠、社寺への参道など、歴史的に重要な道については、その線形や形態等を保存する。	—	—	—	—
④鎮守の森や神木など地域の文化資産、故事来歴や伝承のある自然などの消失・変化を回避する。	—	—	—	—

配慮項目	設計・積算時		工事完成時	
	該当	配慮	該当	配慮
●里山の保全				
①近隣の里山の分布や植生の状況を把握し、地域で典型的な里山の消失や分断を回避する。	—	—	—	—
●伝統的行祭事				
①年中行事や祭礼、儀礼、法会、民俗芸能などの、地域における風俗習慣の拠点となっている場所を把握し、その消失や変更を回避する。	—	—	—	—
②地域における伝統的行祭事の実施を施工により中断、分断等させない。	—	—	—	—
●地域住民との協働				
①計画策定や施工、施工後の管理において、地域住民との協働の仕組みを取り入れる。	—	—	—	—